

下水道負担金のお知らせ

～受益者負担金制度と賦課予定区域～

下水道は公園や道路などと違い、整備されることにより利益を受ける人(受益者)が限定されます。そこで、下水道が整備される地域の土地所有者などに建設費の一部負担をお願いする制度が、下水道受益者負担金制度です。

今回、新たに負担していただく対象者は、村上地区の下図にある  の区域内に土地などをお持ちの人です。

平成27年度賦課予定区域



新町、山辺里、仲間町の各一部



坪根の一部



羽黒町の一部

負担金納付までの流れ

- ① 6月上旬に、土地の状況を記載した申告書を土地所有者に送付します。
- ② 土地所有者は、申告書に必要な事項を記載した後、誤りがないかを確認し、市に提出してください。
なお、土地所有者本人以外の権利者が受益者となる場合は、その旨を記入していただきます。
- ③ 提出していただいた申告書を基に負担金を算出して確定し、8月上旬に決定通知書を送付します。
- ④ 9月上旬に対象者に納入通知書を送付します。
- ⑤ 納付については、納入通知書または口座振替となります。

普及促進のための啓発用マウスパッドを作成しました

このマンホール型マウスパッドは、村上市の下水道水洗化促進の啓発用に作ったものです。実際に使用されている市の下水道マンホールのふたをデザインにしています。

『購入できます』

次の施設で販売していますので、ぜひご購入ください。

- ・販売場所 イヨボヤ会館、おしゃぎり会館
- ・販売価格 500円(税込み)
- ・規格 直径18センチ、厚さ3ミリ、光学マウス対応



日本海に沈む夕日と清流を遡上する鮭、村上城跡などをあしらったものです。

●問い合わせ 下水道課管理業務室(神林庁舎 ☎66-6192)